

羽生市文化芸術振興計画

令和2年3月

羽生市

はじめに



近年、急速な少子高齢化、国際化や情報通信技術の発達などによって、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。そのような中、文化芸術は、人々がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現や地域の活性化、魅力あるまちづくりを進めていく上でも重要な役割を持つものと考えております。

羽生市では、「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を将来都市像とし、市民の皆様と活気あるまちづくりを進めています。多様な伝統文化をはじめ、地域の特色を生かした新しい文化も生まれている本市において、文化芸術を通して心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、このたび「羽生市文化芸術振興計画」を策定しました。

本計画では、行政だけでなく、まちづくりの主役である市民の皆様、関係団体、事業者等が連携して文化芸術の振興に取り組むことを柱としております。

今後は、本計画に基づき、具体的な施策や事業を展開し、誰もが文化芸術に親しむことができる機会を創出するとともに、文化芸術を活用した魅力あるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました文化芸術振興計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の方々に心より感謝申し上げます。

今後の文化芸術振興計画の推進にあたりましても、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

羽生市長

河田 晃明

目 次

第1章 文化芸術振興計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画が対象とする文化芸術の範囲	4
4 計画の位置付け	5
5 計画の期間	6
第2章 羽生市の現状.....	7
1 羽生市の特性	7
2 文化芸術活動の現状	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 計画の体系	12
第4章 施策の展開	13
〈基本目標1〉文化芸術活動の推進	14
1-1 鑑賞の機会の充実	14
1-2 発表の機会の充実	16
1-3 文化芸術活動拠点の充実	17
1-4 子どもたちの文化芸術活動の充実	18
1-5 文化芸術活動を行う個人や団体への支援	20
1-6 文化芸術に関する情報の収集と発信	22
〈基本目標2〉文化芸術を活用したまちづくりの推進	24
2-1 文化芸術の交流の推進	24
2-2 産業・観光等における文化芸術の活用	26
2-3 健康・福祉等における文化芸術の活用	28
〈基本目標3〉文化財・伝統芸能等の保存と継承	30
3-1 文化財の調査・活用	30
3-2 伝統芸能等への支援	32
第5章 計画の推進	33
1 市民、企業、行政の役割	33
2 進行管理	33
資料編	
1 羽生市の文化財	1
2 指定文化財一覧	3
3 羽生市文化活動施設	7
4 羽生市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱	11
5 羽生市文化芸術振興計画策定委員会名簿	13
6 羽生市文化芸術振興計画策定検討会名簿	14
7 羽生市文化芸術振興計画策定経過	15

文化芸術振興計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供してくれます。また、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものです。

さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。

二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を生かして、市民一人ひとりが質の高い充実した生活を送り、また心豊かな活力ある社会（地域）を形成していくことが求められています。

そこで、市民の文化芸術活動を推進し、郷土の歴史・伝統・文化の価値を認識し、次代に継承するとともに、地域の特色や伝統に根ざした新しい文化を創造するため、本市の文化芸術の基本的な考えを示すものです。

2 計画策定の背景

近年、私たちを取り巻く環境は、急速な少子高齢化と国際化・情報化等の進展により大きく変化しています。人は「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」や「生活の質の向上」を重視するようになり、あわせて地域社会の活性化についても文化芸術の果たす役割が、今改めて注目されています。

しかし、昨今の経済情勢や厳しさを増す地方の財政状況などの影響もあり、地域の文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備や環境の形成は十分な状態にあるとはいえません。

今後は、文化芸術が地域社会の活性化を図るうえでの原動力として、また心豊かな個人と社会を支える基盤となるよう、諸問題の改善や解決に導くことが求められています。

本市においては、「第6次羽生市総合振興計画」「第2期羽生市教育振興基本計画」に基づき、文化振興施策を進めてきましたが、「文化芸術基本法」の基本理念を踏まえ、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この「羽生市文化芸術振興計画」を策定します。

国の動向

平成29年6月に「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」となりました。この改正は、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用・循環させ、文化芸術立国の実現を目指すために行われたものです。同法では、地方公共団体は、国が定める「文化芸術推進基本計画」を参酌して、「地方文化芸術推進基本計画」を策定するよう努めるものとしています。平成30年3月に文化芸

術基本法に基づき、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画（第1期）」を定めました。（計画期間：平成30年度～平成34年度）

その他関連する法律等として、「劇場、音楽堂などの活性化に関する法律（劇場法）」（平成24年制定）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」（平成30年制定）、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（平成30年制定）、「文化財保護法」（平成31年改正）など、文化の社会的・経済的価値の活用を促進する環境整備が進展しています。

3 計画が対象とする文化芸術の範囲

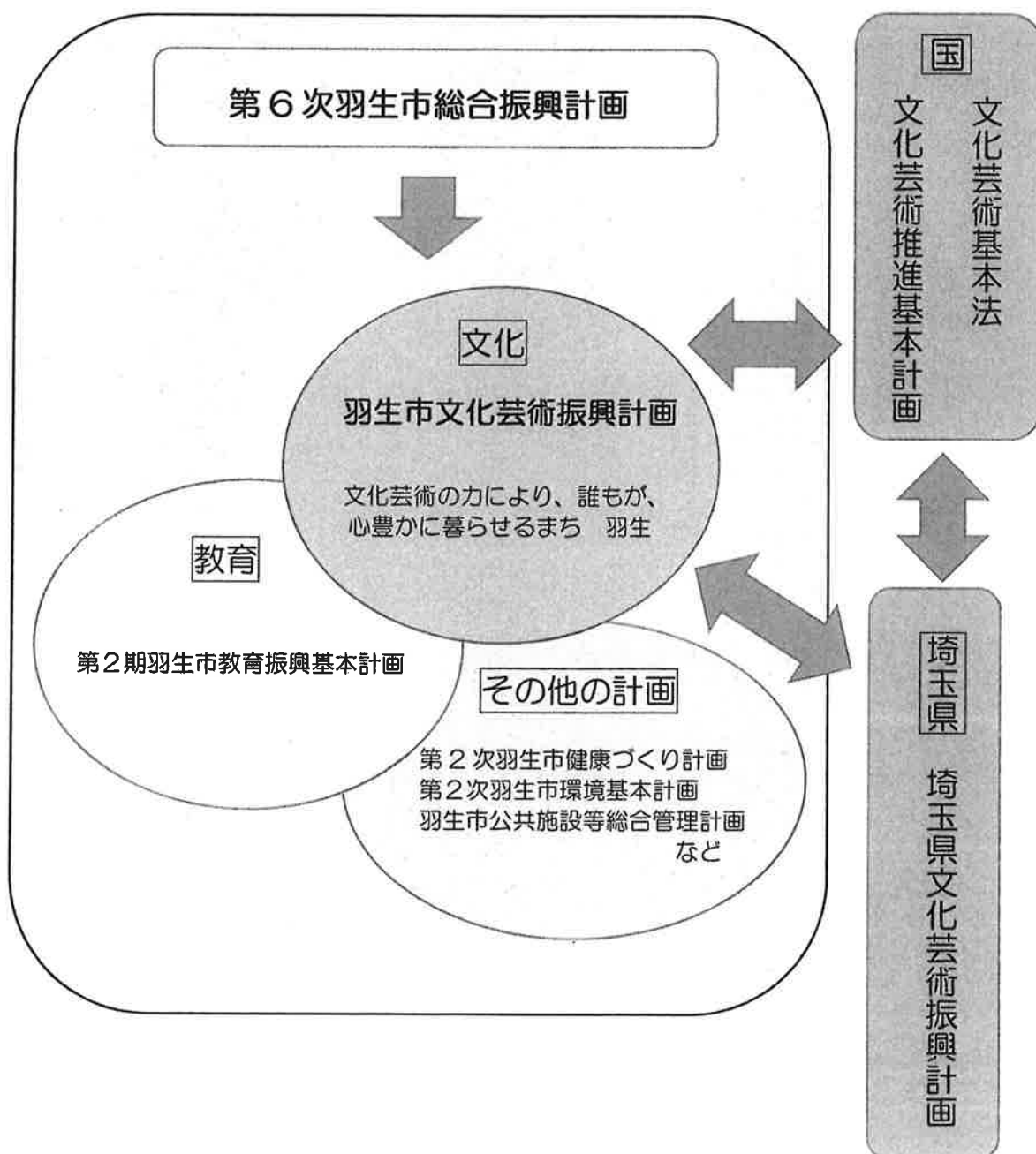
文化とは、人間一人ひとりが、自然と関わることや、それぞれの風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち振る舞い、さらに、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式や価値観等、人間の生活に関わる総体を意味し、その範囲はとても広く多分野にわたっています。

そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、次に掲げる、文化芸術基本法が対象としている範囲とします。

①芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
②メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術
③伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
④芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
⑤生活文化 国民娯楽 出版等	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 囲碁、将棋その他の国民的娯楽 出版物及びレコード等
⑥文化財等	有形・無形文化財とその保存技術
⑦地域における文化芸術	各地域の文化芸術の公演・展示・芸能祭等、地域固有の伝統芸能、地域の人々による民俗芸能

4 計画の位置付け

本計画は、文化芸術基本法に基づき、本市の行政運営の基本となる「第6次羽生市総合振興計画」との整合性を図り、他の計画とも連携した文化芸術施策の指針となるものです。



5 計画の期間

羽生市文化芸術振興計画は、「第6次羽生市総合振興計画」との整合性を図り、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画の進行管理や羽生市を取り巻く社会経済情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

羽生市の現状

1 羽生市の特性

羽生市は、関東平野のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置しています。北には坂東太郎の異名を持つ利根川が流れ、肥沃な土壌が育まれてきました。

高温多湿の本市では、冬には「赤城おろし」と呼ばれる強い北西風が吹くのが特徴です。この風によって、利根川が運んだ土砂や火山灰などが巻き上げられ、河畔砂丘が作られました。また、食虫植物ムジナモが自生していることも本市の環境の大きな特色です。

本市には古くから人々が住み、生活を営んできました。市内では、旧石器時代の人々の痕跡を残す遺跡が確認されており、また祭礼などの儀式で使われたと思われる縄文時代の土面（発戸遺跡）も出土しています。古墳時代には、永明寺古墳や毘沙門山古墳などが築造され、平安時代の集落跡（屋敷裏遺跡）から出土した金属口琴は、国内最古級と考えられています。このことから、本市では古くから人や物の行き来が盛んであり、豊かな土地であったことがうかがえます。

中世には羽生城が築かれ、戦国大名や近隣の領主たちの影響を受けていました。現在、城の遺構は残っていませんが、文書や記録等でその軌跡を辿ることができます。そのほか、城主が発給した判物（正覚院文書）や武田信玄の別働隊が発行した高札などが現存しており、市指定文化財になっています。

近世には、川俣関所が設けられ、交通を取り締まる江戸への重要な出入口として機能していました。そのため、大名や旗本などが宿泊・休憩する本陣や脇本陣が設置され、ここに立ち寄った徳川齊昭の書やその侍臣の佐藤延昌の箱書などが残っています。

近代には、利根川に育まれた羽生の土壌が藍や綿の栽培に適していたため、藍で染めた糸で織った織物（青縞）の集散地として発展しました。明治 42 年に刊行された田山花袋の小説『田舎教師』にも「青縞の市の立つ羽生の町があった」と書かれ、その賑わいが読み取れます。最盛期には 300 軒もの紺屋があり、村では農家の女性たちが農業の合間を縫って青縞を織り、当時の羽生の産業を支えました。

また、郷土芸能も盛んで、地域の神社で獅子舞が奉納されてきました。桑崎地区の獅子舞は利根川の洪水で獅子頭が流れ着いたのを機とし、上村君地区では上杉謙信が兵の士気を高めるために催したのがきっかけと伝わっています。そのほか、江戸時代から続く「八雲神社御輿渡御等行事」や、地蔵を背負って家々を廻る習俗「本川俣の廻り地蔵」も、現在も大切に受け継がれており、市の無形民俗文化財に指定されています。

なお、本市が持つ特色を生かし、新しい文化も生まれています。例えば、本市に自生する食虫植物ムジナモや、古くから地域で親しまれている郷土料理いがまんじゅうをもとに、市のイメージキャラクター「ムジナもん」や「いがまんちゃん」が平成 15 年に誕生しました。

このキャラクターを活用し、平成 22 年には第 1 回「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」（現世界キャラクターさみっと in 羽生）を開催。そして、同 25 年開催の第 4 回「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」では、マスコット集合数がギネス記録を樹立し、大きな話題を呼びました。

このように、本市は利根川を背景として人々が生活を営み、文化を育んできました。今後も、古くから伝わる文化を保護しつつ、新しく生まれる文化にも目を向け、柔軟に受け入れていかなければなりません。時の流れとともに生まれ、本市を特色づける魅力ある文化を地域資源とし、保護及び活用していくことが大切です。

2 文化芸術活動の現状

羽生市には、「産業文化ホール」「郷土資料館」「公民館」「市民プラザ」等の文化芸術活動を推進する施設があり、多くの市民によって活用されています。

産業文化ホールでは、羽生市内の小・中・高等学校の音楽会や吹奏楽部の発表会、幼稚園・保育所（園）・認定こども園のお遊戯会などの各種イベントやコンサートが開かれ、多くの市民が利用しています。また、産業文化ホールの運営に指定管理者制度を導入したことで、より高い専門性の企画・運営が実現し、利用者へのサービス向上につながりました。

郷土資料館では、地域資料の収集や保存に努め、その展示等による活用を図っています。さらに、市民学芸員やボランティアによる郷土の自然や風土、歴史、産業、民俗等の調査研究や継承活動が行われています。

公民館では、各種講座が地域に根づいた様々な文化芸術活動として多く開催され、市民の自主グループによる創作活動や学習活動も行われています。また、その成果の発表の場として公民館まつりを開催し、地域の文化活動を支援しています。

市民プラザでは、羽生市美術展や羽生市文化祭などが行われ、多くの市民の発表や鑑賞の場となっています。

市では、関係団体と連携し羽生市文化祭、郷土芸能発表会、舞台芸能発表会等の文化事業を多く開催しています。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

私たちは、暮らしの中で音楽や絵画に触れ、心が落ち着いたり、映画や物語に感動したりします。

また、創作活動に夢中になる人や、芸術作品や伝統芸能の鑑賞を楽しむ人、あるいは地域の文化財に触れ、郷土の歴史に想いを馳せる人もいます。

文化芸術には、そのような心の安らぎや、生きる喜びを与える力があります。

このため、本計画では、文化芸術の力を通してすべての市民が心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりを目指し、次のとおり基本理念を設定します。

文化芸術の力により、誰もが、

心豊かに暮らせるまち 羽生

2 基本目標

基本理念の実現を図るうえでの方向性となる「基本目標」を次のとおり定めます。

（基本目標1）文化芸術活動の推進

誰もが文化芸術の鑑賞・体験できる機会を充実し、活動の拠点となる文化施設の環境整備を行います。また、文化団体等への活動支援を充実し、文化交流の促進を図ります。

（基本目標2）文化芸術を活用したまちづくりの推進

地域の魅力や活力を向上させるため、文化芸術を地域振興に積極的に活用し、にぎわいづくり、まちづくりにつなげます。

（基本目標3）文化財・伝統芸能等の保存と継承

地域で受け継がれてきた伝統芸能等の保存・継承活動を推進します。また、地域の文化財を適切に保存・活用し、羽生市の貴重な財産として次世代へ継承していきます。

3 計画の体系

【基本理念】

文化芸術の力により、誰もが、心豊かに暮らせるまち 羽生

【基本目標】

基本目標 1

文化芸術活動の推進

1-1 鑑賞の機会の充実

1-2 発表の機会の充実

1-3 文化芸術活動拠点の充実

1-4 子どもたちの文化芸術活動の充実

1-5 文化芸術活動を行う個人や団体への支援

1-6 文化芸術に関する情報の収集と発信

基本目標 2

文化芸術を活用したまちづくりの推進

2-1 文化芸術の交流の推進

2-2 産業・観光等における文化芸術の活用

2-3 健康・福祉等における文化芸術の活用

基本目標 3

文化財・伝統芸能等の保存と継承

3-1 文化財の調査・活用

3-2 伝統芸能等への支援

第4章

施策の展開



基本目標１ 文化芸術活動の推進

1-1 鑑賞の機会の充実

本市の文化芸術を推進するためには、多くの市民が文化芸術を身近に感じ、関心を持つことが大切です。

そこで、一人ひとりが文化芸術に興味を持つことができるよう、鑑賞の機会の充実を図ります。

(1) 現状と課題

- ・ 市内の文化施設では、様々な企画によって、文化芸術に触れる機会を設けています。さらに市民が気軽に参加・鑑賞できるような工夫をし、文化芸術をより身近なものにしていく必要があります。

(2) 施策の展開

- ・ すべての市民が、文化芸術に親しむことができるよう、市民の意識やニーズを把握し、気軽に鑑賞できる事業を実施します。また、地域にある身近な公民館でのイベントの充実を図ります。
- ・ 文化芸術団体や文化施設、事業者等が、それぞれの専門性を生かし、相互に連携を図りながら、多様な文化芸術事業が展開されていくことを目指します。
- ・ 学校教育の場において文化芸術の振興を図るため、優れた実演芸術や美術、市内の文化財等の鑑賞の機会を設けます。
- ・ 産業文化ホールの指定管理により、民間企業の専門的知識やノウハウを生かし優れた舞台芸術・音楽・芸能等の鑑賞の機会を提供します。

(3) 主な取組

- ◆ 文化芸術による子ども育成総合事業（巡回公演事業・芸術家派遣事業・コミュニケーション能力向上事業）の活用
- ◆ 産業文化ホールでの文化芸術の振興の促進
- ◆ 高齢者大学事業における芸能鑑賞会の開催
- ◆ 地域における公民館文化祭の開催
- ◆ 羽生市美術展の開催
- ◆ 吹奏楽フェスティバルの開催
- ◆ 羽生市文化祭・舞台芸能発表会・郷土芸能発表会の開催
- ◆ 世界キャラクターさみっとin羽生での発表の機会の創出



郷土芸能発表会



文化芸術による子ども育成総合事業（巡回公演）

写真：文化庁HPより

1-2 発表の機会の充実

市民が互いの価値観を認め尊重し、文化芸術活動を楽しみながら担い手となることが重要です。文化芸術活動を行う人にとって、自ら創造し、やりがいや生きる原動力となるよう、活動成果を発表する機会を充実させます。

(1) 現状と課題

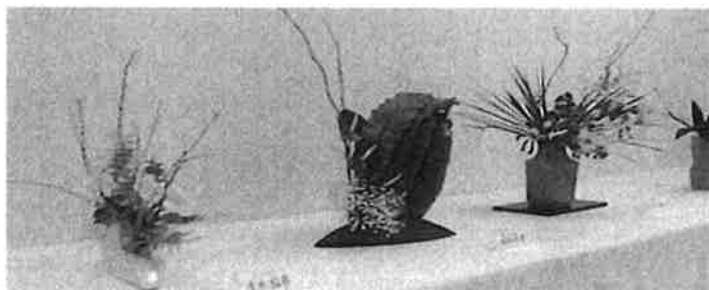
- 羽生市文化祭、舞台芸能発表会、郷土芸能発表会等は市民の文化芸術活動の創造・発表の場として定着しています。引き続き、文化活動を行っている人たちのニーズに合った機会を提供することが必要です。

(2) 施策の展開

- 市民の創作や表現活動の促進を図るため、多様な文化芸術の発表の場と機会を設けます。
- 商業施設や野外を利用した発表の場の仕組みづくりを検討します。

(3) 主な取組

- ◆ 羽生市文化祭・舞台芸能発表会・郷土芸能発表会・羽生市美術展の充実
- ◆ 商業施設や商店街を活用したイベントの実施
- ◆ 公民館文化祭による発表の場の提供
- ◆ 市内小中学校硬筆展・書初め展・絵画展等の開催
- ◆ 市内イベント（キヤッセ羽生、ワークヒルズ羽生、道の駅はにゅう等）にて発表の場の提供
- ◆ 吹奏楽フェスティバルの開催



羽生市文化祭

1-3 文化芸術活動拠点の充実

市民が安定的に文化芸術活動を行えるよう、その拠点となる文化施設を充実させます。

(1) 現状と課題

- 市民が日常的に練習や創作活動に利用している施設は、公民館、市民プラザ等、市民にとって身近な地域にある施設が中心となっています。市民が、さらに活発な文化芸術活動を行えるよう市民のニーズを知り、各施設の利用形態や運営方法について、検討する必要があります。

(2) 施策の展開

- 市民の文化芸術活動の拠点となる各施設を、適切に管理運営するとともに、各施設の持つ機能や特性を十分に発揮できるよう、計画的な改修や設備の更新を検討します。
- 利用者アンケートなどにより市民の声を聴き、乳幼児や妊産婦、高齢者、障がい者にも優しく使いやすい施設に整備します。
- 魅力ある企画や講座を開催するため、郷土資料館の収蔵資料の充実を図ります。

(3) 主な取組

- ◆ 文化施設の計画的な修繕や改修の検討
- ◆ 日常的な文化芸術活動の場の提供、各施設の企画展や講座の開催
- ◆ 乳幼児や妊産婦、高齢者、障がい者にも利用しやすい文化施設の環境整備
- ◆ 郷土資料館の収蔵資料の適切な管理・保存

1-4 子どもたちの文化芸術活動の充実

子どもの頃の文化芸術との良い出会いが、感性を磨き、創造力や表現力等、生きていくために欠くことのできない力を養い、人間形成においても重要になります。そのため、子どもたちが様々な文化芸術を身近に感じ、触れることのできる取り組みを積極的に進めます。

(1) 現状と課題

- 小中学校において子ども育成総合事業を活用し、演劇鑑賞会等を実施しています。さらに、子どもたちが文化芸術に触れる機会として、産業文化ホールや公民館においても、等しく文化芸術を体験し、創造できるような取り組みが求められています。
- 地域や学校と文化施設等が連携し、子どもたちが、文化芸術活動に興味や関心を持つような機会を作っていくことが必要です。

(2) 施策の展開

- 子どもたちの知的好奇心や感性を伸ばす取り組みとして、身近な場所で文化芸術を鑑賞や体験できる機会を増やします。
- 子どもたちが新たな文化芸術の担い手となるよう、学校等に芸術家が出向いて実演や指導を行うアウトリーチを活用します。
- 地域の協力を得ながら、古くから伝わる郷土芸能や、今に残る文化財等をもとに、学校での体験学習や鑑賞学習の機会の充実を図ります。

(3) 主な取組

- ◆ 羽生市美術展や公民館文化祭での子どもたちの作品展示
- ◆ 公民館主催事業における子どもを対象とした創造体験講座の実施
- ◆ 文化芸術による子ども育成総合事業（巡回公演事業・芸術家派遣事業・コミュニケーション能力向上事業）の活用
- ◆ 子ども郷土芸能入門教室事業、文化財に関する講座の実施
- ◆ 書道展、絵画展等の開催
- ◆ 放課後子ども教室や子ども大学はにゅうにおける文化芸術授業の実施

- ◆ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小中学校における文化芸術体験事業の実施
- ◆ 市内3中学校吹奏楽マスタークリニックの開催



文化芸術による子ども育成総合事業（巡回公演）写真：文化庁HPより



文化財の講座



公民館まつり

1-5 文化芸術活動を行う個人や団体への支援

文化芸術活動の担い手は、市民一人ひとりです。そのため、市民が自主的で、創造的な活動を行いやすく、継続した活動ができるよう文化芸術活動を行う個人や団体を支援します。

(1) 現状と課題

- 文化活動を担ってきた個人や団体構成員の高齢化が進み、活動参加者数の伸び悩みや運営への支障が出ているケースがみられます。個人や団体の文化活動の活性化に向け、文化芸術活動を支える担い手の育成が求められています。
- 文化芸術活動の発表の場や機会を求める人や団体と、鑑賞の場や機会を求める人や団体を、結びつけるようなマッチングが求められています。

(2) 施策の展開

- 文化芸術の振興のため、先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の発掘や育成支援に努めます。
- 市民や団体が行う文化芸術活動に対する助成や、イベントの開催について相談窓口を充実させます。
- 市の補助金・助成金の活用促進を図るとともに、国や民間の各種助成制度等の情報を収集します。
- 市民の文化芸術に対する関心を高め、より一層の意欲の向上を図るため、文化活動を行う優れた個人や団体を表彰します。
- 市民や団体の文化振興に資する自主的な事業に対して、市や教育委員会が後援します。

(3) 主な取組

- ◆ 羽生市文化祭や公民館文化祭、羽生市美術展、舞台芸能発表会、郷土芸能発表会等の開催
- ◆ 文化芸術関係補助金の交付
- ◆ 文化活動に対する後援
- ◆ 文化芸術活動に関する相談窓口の充実

- ◆ 市民講師登録制度の活用
- ◆ 文化芸術活動を行う個人・団体への表彰
- ◆ 羽生市文化団体連合会への支援



舞台芸能発表会



公民館まつり



羽生市美術展

1-6 文化芸術に関する情報の収集と発信

市内で開催される発表会、公演やイベントの情報、また、文化芸術活動を行う団体や個人の活動内容等の情報は、市民が文化芸術に触れ、参加するうえで必要不可欠なものです。

そのため、それらの情報を収集し、従来の紙媒体に加えSNS*などの様々なツールを活用して効果的に情報を発信します。

(1) 現状と課題

- 市内で様々なイベントが行われていますが、情報を探している人にとって分かりづらい等の課題があります。文化芸術活動を行っている市民や団体に関する情報、国や民間等の各種助成制度の情報の一元化等、分かりやすい情報提供が求められています。

(2) 施策の展開

- イベントや活動団体の紹介について、市ホームページに掲載する等、求める人の立場に立った情報の整理と総合化を進めます。
- 情報の発信として広報はにゅうや公民館だより、市ホームページ等、従来からの取り組みを充実させるとともに、SNS*を使用し、若い世代にも効果的に情報を発信します。

(3) 主な取組

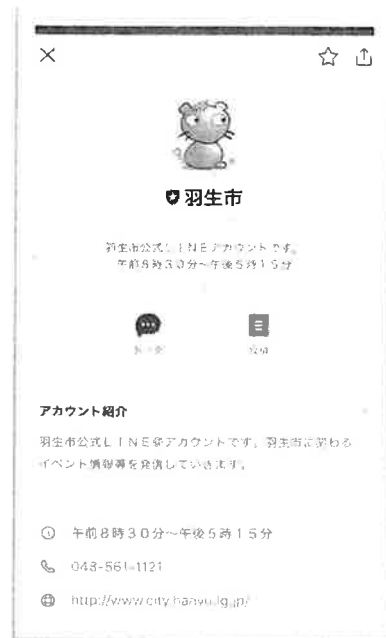
- ◆ 文化芸術活動に関する情報の収集
- ◆ 市ホームページ、広報はにゅう、SNS*、放送メディアを活用した情報発信
- ◆ 民間情報誌の活用による情報提供
- ◆ 市内商業施設や公共施設の掲示による情報提供
- ◆ 公民館だよりの発行
- ◆ 各種イベント会場での情報発信
- ◆ ムジナもん応援団（イベントボランティア）による羽生の文化の発信

*SNSとは：ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、主なSNSにFacebook、Twitter、Instagram等がある。



ムジナもん応援団

SNSからの情報発信



広報・公民館だより

基本目標２ 文化芸術を活用したまちづくりの推進

2-1 文化芸術の交流の推進

個人や文化団体が、異なる文化芸術と交流することは、他の分野に対する理解や、自らの文化芸術活動の見直しにつながり、既存の文化芸術の魅力さをさらに高めていくこととなります。そのため、文化芸術の交流を推進します。

(1) 現状と課題

- 個人や団体は、それぞれが自らの文化芸術を追求し、自主的、主体的に事業や活動を行っています。さらに文化芸術を豊かなものにするためには、様々な分野で活動する個人や団体が出会い、交流する機会が必要です。
- 本市は、国内外の都市と友好都市・姉妹都市等の提携をしています。互いの歴史・文化等への理解を深め、グローバルな視点で新たな文化を創造するため、これらの都市と文化芸術活動を通じた交流が必要です。
- 市内に住む外国籍市民は年々増加傾向にあります。そのため、文化芸術活動を通しての地域交流を促進し、相互理解を深めることが必要です。

(2) 施策の展開

- 市内で活動する文化芸術関係団体で構成する実行委員会形式の事業実施により、団体間のネットワークの充実を図り、相互の交流を促進します。
- 福島県金山町（友好都市）、山梨県富士河口湖町（観光・経済交流都市）、フィリピン共和国バギオ市（姉妹都市）、ベルギー王国デュルビュイ市（姉妹都市）、アメリカ合衆国ミルプレー市（友

好交流関係協定締結都市)との文化芸術を通じた交流を推進します。

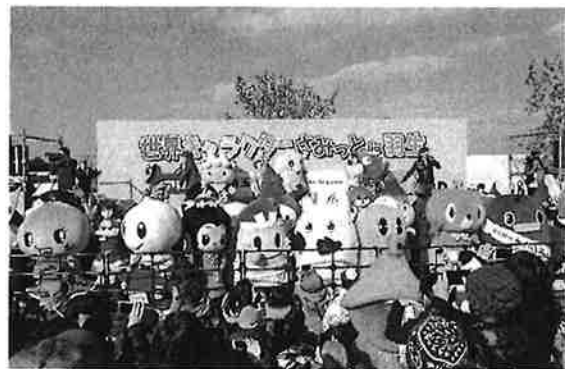
- 国際交流や多文化共生にかかるイベント等の開催を支援します。また、外国の文化を理解する講座の充実を図ります。

(3) 主な取組

- ◆ 外国人向け日本語講座の開催
- ◆ 国際交流市民の会への支援
- ◆ ひな祭りパーティ等の国際交流イベントの開催
- ◆ 友好都市・姉妹都市等との交流事業の実施
- ◆ 中学生姉妹都市派遣事業の継続
- ◆ 外国人講師による英会話講座の開催
- ◆ 西ウイング羽生グローバルタウンフェスティバルの支援
- ◆ 子ども大学はにゅうにおける異文化授業の開催
- ◆ 市内高校・大学における公開講座の開催
- ◆ 羽生市文化祭、舞台芸能発表会、郷土芸能発表会の実施
- ◆ 世界キャラクターさみっと in 羽生による交流の推進



国際交流イベント



世界キャラクターさみっと in 羽生

2-2 産業・観光等における文化芸術の活用

文化芸術の活動や文化財は、地域の観光資源にもなり、経済活動の活性化や、まちおこしにつながります。このため、産業や観光と連携した文化芸術の取り組みを行います。

(1) 現状と課題

- 伝統的な祭りや文化財等、地域の文化資源や文化芸術活動を活用した取り組みが進められています。これらの取り組みを産業・観光分野へ波及させることが求められています。
- 市内には埋もれた文化資源が数多くあります。地域の文化資源の発掘と磨き上げを進めるとともに、「羽生市観光ブランド」として構築する必要があります。

(2) 施策の展開

- 産業・観光等の分野において、多角的な視野で羽生の文化資源や文化芸術活動を活用します。
- 文化芸術の視点を入れた史跡を巡るツアー等、新たな観光事業の推進に取り組みます。
- 埋もれた地域資源の掘り起こしを積極的に図ります。
- 企業に対し、市内で行う文化芸術活動や、イベントへの参加や協力を促します。

(3) 主な取組

- ◆ 市内イベントでの郷土芸能の公演（羽生さくらまつり、羽生大天白藤まつり、羽生てんのうさま夏祭り、藍のまち羽生さわやかマラソン大会、世界キャラクターさみっと in 羽生等）
- ◆ 市内イベントへの企業の参加と地場産業のPR（藍染等）
- ◆ はにゅはにゅ日和ツアー（ウォーキングツアー）の開催
- ◆ 文化財を巡るウォーキングマップの作成・活用
- ◆ 偉人ツアー（清水卯三郎、田舎教師）の開催
- ◆ 市内商業施設における文化芸術作品の展示・発表

- ◆ ムジナもん応援団（イベントボランティア）による羽生の文化のPR
- ◆ 藍染め体験の推進と藍染文化の発信
- ◆ アニメやキャラクターを活用した商品の開発



藍染め



羽生毘沙門天節分会



羽生大天白藤まつり

2-3 健康・福祉等における文化芸術の活用

人々は、日々の生活の中で、文化芸術を心のケアや生活の質の向上の手段として活用しています。福祉施設や医療機関等においても、文化芸術の持つ安らぎや潤いの効果に注目しているところです。

また、健康づくりに文化資源を活用する等、従来からある事業や活動に文化芸術の視点を加えることで、新たな広がりや展開が期待されます。地域の郷土料理や行事食の食文化についても、次世代に伝えていく必要があります。そのため、文化芸術を健康・福祉分野において活用します。

(1) 現状と課題

- 市民や文化芸術団体等が、福祉施設や医療機関を慰問し、演奏等を行っています。それぞれのニーズに合わせたマッチングが必要です。
- 日本の食文化は、世界に誇ることができるものです。歴史と伝統の中で生まれてきた地域の郷土料理や行事食の食文化を、次世代に伝えていく必要があります。
- 市内を巡るウォーキング等の健康づくり事業が行われています。健康の増進とともに文化芸術の視点を入れた取り組みが必要です。
- 高齢者や障がい者が文化や芸術に触れ、自ら創造する機会の提供が求められています。

(2) 施策の展開

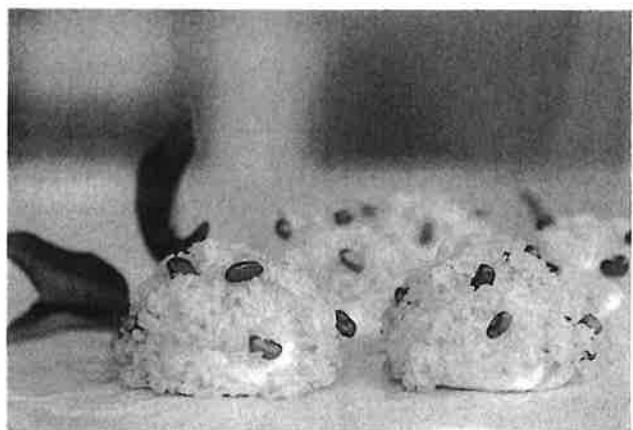
- 福祉施設や医療機関と文化芸術団体をつなぐための情報を整備します。
- いがまんじゅう、冷汁、すみつかれ、呉汁等の本市の郷土料理や行事食等の食文化を次世代に伝えていきます。
- 文化財等の地域資源を新たな視点で活用し、健康、福祉分野へ波及させます。
- 高齢者、障がい者等すべての市民が、等しく文化芸術活動を行うことができる環境づくりを進めます。

(3) 主な取組

- ◆ 郷土料理や伝統料理等の日本の食文化の普及・継承
- ◆ 食生活改善推進員による、郷土料理や行事食の料理教室の開催
- ◆ 学校給食にて郷土料理の提供
- ◆ 市民福祉健康まつり等で高齢者や障がい者の作品展示
- ◆ 文化資源を活用したウォーキングマップの作成
- ◆ 老人クラブによる世代間交流会の実施（昔遊び等）
- ◆ 福祉施設における文化祭の開催
- ◆ 福祉施設・医療機関と文化芸術団体をつなぐ情報の整備



いがまんじゅうづくり



いがまんじゅう

基本目標 3 文化財・伝統芸能等の保存と継承

3-1 文化財の調査・活用

本市の文化財は、郷土の歴史、自然や文化の理解に欠くことができない貴重な財産であり、今後、新たに羽生市の文化を創造していくうえで基礎となります。そのため、地域の文化財を適切に調査・保存・活用します。

(1) 現状と課題

- 市内には、天然記念物や旧跡、史跡、彫刻、古文書等、様々な指定文化財があります。しかし、それらの文化財との接点が少なく、親近感を持ちにくいというのが現状です。そのため、市民の文化財に対する関心を高め、次世代へ継承していく取り組みが必要です。
- 国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」は、国内で唯一ムジナモが自生している場所です。この貴重な自然を次世代に受け継ごうと、市民が協力し合い保護活動に取り組んでいます。これらの文化資源を羽生市の財産として、次世代へ継承・活用していく必要があります。

(2) 施策の展開

- 失われつつある地域の貴重な資料や文化財を発掘するための調査を充実させます。また、これらの調査の成果を市民に興味を持ってもらえるよう工夫し公開します。
- 市民に文化財を広く周知するため、地域のお祭りやイベントに合わせ、現地見学会を実施します。また、国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」については、羽生市ムジナモ保存会等と連携・協力して定期的に見学会を開催していきます。

- 学校や地域において、文化財について学習・体験できる機会を作ります。

(3) 主な取組

- ◆ 文化財の調査・保存・活用の推進
- ◆ 指定文化財の保護活動及び管理
- ◆ 地域史発掘事業の推進及び文化財関係機関団体との連携
- ◆ 埋蔵文化財包蔵地の周知及び資料の適正な収蔵・管理
- ◆ 羽生市ムジナモ自生地植生回復事業及びムジナモ「野生復帰」活動の推進
- ◆ 羽生市ムジナモ保存会の支援
- ◆ 宝蔵寺沼ムジナモ自生地の自然見学会の開催
- ◆ 文化財講座や羽生学講座の開催
- ◆ 学校との連携による体験学習
- ◆ 文化財説明看板の整備
- ◆ 文化財の企画展示や公開



ムジナモ自生地の自然見学会



食虫植物ムジナモの花

3-2 伝統芸能等への支援

長い歴史の中で育まれてきた民俗芸能や祭礼等の伝統芸能は、地域とそこに暮らしてきた人々の生き方を物語るものです。また、暮らしに彩りと潤いを与え、人々の心を豊かにしてきたと同時に、地域の連帯や世代間の交流に重要な役割も果たしています。これらの伝統芸能を次世代に受け継ぎ、地域の活性化につなげていくため、継承と発展を支援します。

(1) 現状と課題

- ・ 市内には、獅子舞、御輿渡御等行事、お囃子、地藏祭り等の祭礼等で昔から行われている伝統行事・伝統芸能があります。本市においても、少子高齢化や地域活動の縮小により、伝統芸能等の担い手が減少し、存続が危ぶまれています。今後、地域の伝統芸能等を守り、受け継いでくためには、時代の変化に応じた様々な支援を行うことが重要です。

(2) 施策の展開

- ・ 郷土芸能に触れる機会を充実させるため、郷土芸能発表会を開催します。また、ホームページやSNS等を活用し、積極的な周知を図っていきます。
- ・ 継承を支援するため、地域や学校における伝統芸能の学習機会の充実に努めます。

(3) 主な取組

- ◆ 郷土芸能発表会の開催
- ◆ 子ども郷土芸能入門教室事業の開催
- ◆ 地域の歴史や文化を学ぶ講座の開催
- ◆ 無形民俗文化財保持者・団体への支援
- ◆ 様々なツールを活用したイベントや伝統芸能の紹介

計画の推進

1 市民、企業、行政の役割

文化活動は、市民や文化団体、NPO、地域団体、企業、行政など、様々な人々によって支えられています。そして、本計画を推進していくために、それぞれの主体が役割を果たしていくことが必要です。

市民や文化団体等は、文化に広く関心を持ち、文化の主役として積極的に文化活動を行うことが望まれます。また、地域団体や企業には、地域社会を構成する主体として自主的に文化活動を展開し、市民等の文化活動を後押ししていくことが期待されます。

行政においては、市民が文化を創造し、享受できるよう文化施策を効果的に推進していかなければなりません。そのため、それぞれの分野で文化的な視点を持ち、事業に取り組んでいきます。

2 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、定期的に計画の進捗状況を確認し、評価と改善を行います。



資料編

羽生市の文化財



土面（発戸）



屋敷裏遺跡（名）出土の口琴

〔屋敷裏遺跡関連写真提供〕 埼玉県教育委員会



永明寺古墳（下村君）



羽生城跡（東）



川俣関所跡（旧跡）



徳川斉昭の和歌（個人蔵）

羽生市の文化財



上村君の獅子舞



桑崎の獅子舞



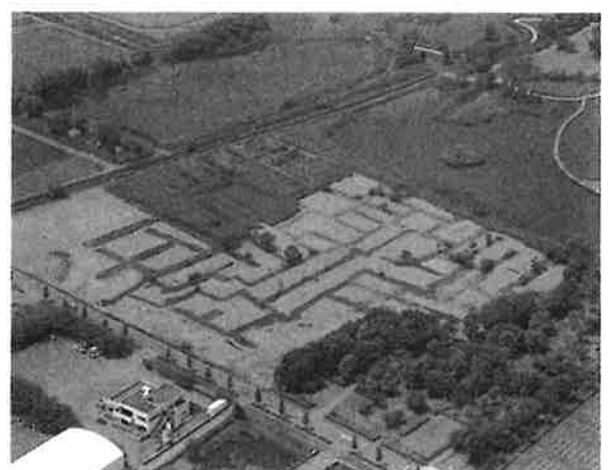
下手子林の獅子舞



八雲神社御輿渡御等行事



中川低地の河畔砂丘群 桑崎砂丘（桑崎）



宝蔵寺沼ムジナモ自生地（三田ヶ谷）

指定文化財一覧

NO	種別	種類	名称	員数	概要	所有者 (管理者)	所在地	指定年月日
1	国記	天	宝蔵寺沼ムジナモ自生地		1属1種の食虫植物で、本邦唯一の自生地。	羽生市	大字三田ヶ谷	昭41. 5. 4
2	県有	彫	銅造阿弥陀如来立像	1 軀	善光寺式阿弥陀三尊の中尊、鎌倉時代の作。	永明寺 (県立博物館)	大字下村君	昭30.11. 1
3	県有	彫	木造薬師如来坐像	1 軀	ひのきの寄木造で定朝様。貞治6年(1367)の修造。	永明寺 (県立博物館)	大字下村君	昭33. 3.20
4	県有	書	川俣関所関係文書付 関所関係用具	1 括	川俣関所関係の古文書とその用具。	個人蔵 (一部県立博物館)	大字上新郷	昭33. 3.20
5	県記	史	永明寺古墳	1 基	全長78m、高さ7mの県内有数の古墳。前方後円墳。	永明寺 外3名	大字下村君	平27. 3.13
6	県記	旧	川俣関所跡		日光脇往還川俣の渡しに設けられた番所。	(羽生市)	大字上新郷	昭36. 9. 1
7	県記	旧	川俣締切跡		1594年に締切られた。利根川の瀬替の始。	(羽生市)	大字上新郷	昭38. 8.27
8	県記	天	勘兵衛マツ	1 本	1628年、家光日光社参の折植えられた松。	県 (羽生市)	大字上新郷	大15. 2.19
9	県記	天	中川低地の河畔砂丘群桑崎砂丘		平安～室町時代に形成された内陸性の砂丘。	桑崎三神社	大字桑崎	平29. 3.24
10	市有	建	小松神社本殿	3 棟	熊野社・白山社は17世紀後半、小松明神社は17世紀前半。	小松神社	大字小松	平28. 3.25
11	市有	絵	富士山の図	1 面	新郷宿本陣の地袋のふすま絵。1843年。	個人蔵	大字上新郷	昭44. 3.20
12	市有	絵	不得道可夫妻画像	2 幅	縦41cm、横26.5cm。羽生城の家老。江戸初期。	源長寺	大字藤井上組	昭48. 7. 1
13	市有	絵	雪兆の幟	1 枚	北埼玉出身の画家の作。長さ6m幅2mの鍾馗像。	個人蔵	大字下村君	昭50.10.23
14	市有	絵	亀田鵬斎肖像画	1 幅	江戸時代後期の儒学者。椿南の筆による。	個人蔵	東	平元. 7.11
15	市有	彫	木造毘沙門天立像	1 軀	像高224cmの彩色像で三尊揃う。作像年代不詳。	蓮台寺	大字三田ヶ谷	昭44. 3.20
16	市有	彫	須影八幡社彫刻	3 面	本殿の三面に刻。神話、基礎工事等を描く。	八幡社	大字須影	昭44. 3.20
17	市有	彫	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	像高89cm。寄木造。室町時代の作と推定。	熊野塚	大字今泉	昭48. 7. 1
18	市有	彫	鉄造阿弥陀如来立像	1 軀	像高47cm。鎌倉時代の作と推定。火災にあう。	天宗寺 (県立博物館)	大字下岩瀬	昭48. 7. 1

NO	種別	種類	名 称	員数	概 要	所 有 者 (管理者)	所 在 地	指定年月日
19	市有	彫	木造聖観音立像	1 軀	像高103.2cm。 平安末期から鎌倉初期の作。	祥雲寺	大字上新郷	昭48.7.1
20	市有	彫	永明寺石造二王像	1 対	1673年造。 阿形像高さ186.7cm。 吽形像高さ190cm。	永明寺	大字下村君	昭56.6.29
21	市有	彫	木造十一面観音坐像	1 軀	檜材、寄木造、玉眼、漆箔、 内剝、室町末。	小松神社	大字小松	昭56.6.29
22	市有	彫	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	願主広田直繁。庚寅作。室町 末。	小松神社	大字小松	昭56.6.29
23	市有	彫	木造不動明王坐像	1 軀	下村君出身の仏師尾上朝運が 1831年に制作。寄木造、 彫眼。	永明寺	大字下村君	平26.3.26
24	市有	彫	木造恵比須・大黒 天像	1 対	下村君出身の仏師尾上朝運が 1857年に制作。一木造、 彫眼。	個人蔵	大字下村君	平26.3.26
25	市有	彫	木造恵比須・大黒 天像付 新刻料金 払済覚	1 対	下村君出身の仏師尾上朝運が 1864年に制作。料金支払 に係る古文書と一緒に残っ ている。	個人蔵	大字下村君	平26.3.26
26	市有	彫	木造大黒天立像付 厨子	1 軀	下村君出身の仏師尾上朝運 が1827年に制作。厨子に 「佛師朝運 俗名尾上卯七」 と墨書されている。	永明寺	大字下村君	平30.2.20
27	市有	工	金銅仏ねはん像	1 口	県内では珍しい金銅製ねはん 像。1789年の再鑄。	延命寺	大字堤	昭44.3.20
28	市有	書	正覚院古文書4点	4 点	足利晴氏の文書1点と羽生城 主の文書3点。中世文書。	正覚院	南	昭39.9.9
29	市有	書	「天満宮」の額	1 面	禅宗の中国人僧高泉の行書。 1691年作。	天神社	東	昭39.9.9
30	市有	書	武田家の高札	1 幅	1571年武田勢武蔵国侵 攻時家来の乱暴を禁ずる内 容。	源長寺	大字藤井上組	昭39.9.9
31	市有	書	徳川斉昭の和歌	1 点	本陣で休息中に床の絵をみて 詠んだ和歌とその詞書。	個人蔵	大字上新郷	昭44.3.20
32	市有	書	佐藤延昌の箱書	1 点	徳川斉昭日光参詣時の随員が 和歌を納める箱に書く。	個人蔵	大字上新郷	昭44.3.20
33	市有	書	黒沢翁満の書	1 点	徳川斉昭の和歌をみて感動し 記す。国学者。	個人蔵	大字上新郷	昭44.3.20
34	市有	書	隠元の墨跡	1 点	日本黄檗宗の開祖来朝の翌年 の書、1655年作。	建福寺	南	昭44.3.20
35	市有	書	平野家古文書	20 点	江戸時代初期の社会制度を知 る上で重要な書類。	個人蔵	中 央	昭44.3.20
36	市有	書	亀田鵬斉の書	1 点	天神社の幟の原本。 長さ8.8m、幅1m。 1826年没。	個人蔵	東	昭44.3.20
37	市有	書	総願寺不動尊堂側 面図	1 点	毛筆で描かれた精巧な図。 江戸時代末期。	個人蔵	大字本川俣	昭44.3.20

NO	種別	種類	名称	員数	概要	所有者 (管理者)	所在地	指定年月日
38	市有	書	延命寺朱印状	9点	家光から家茂まで、寺領15石。1648年から。	延命寺	大字堤	昭44. 3.20
39	市有	書	長光寺朱印状	9点	1649年のものが最古。寺領20石6斗。	長光寺	大字今泉	昭44. 3.20
40	市有	書	正覚院宥珍授導海印信8点	8点	1498年の銘あり市内最古。3世から4世への印信。	正覚院	南	昭56. 6.29
41	市有	書	正覚院古文書4点	4点	羽生城主大久保忠隣の寺領寄進状他3点。	正覚院	南	昭56. 6.29
42	市有	書	薬師尊の額	1面	下村君出身の書家秋山文林の書。1868年の作。	永明寺	大字下村君	昭60. 8. 1
43	市有	書	亀田鵬斎為書	1幅	親交のあった人のために書く。みみず書として有名。	個人蔵	東	平元. 7.11
44	市有	書	小菅家文書	137点	上村君村の文書群。1615年の年貢受取状など。	個人蔵	大字上村君	平22. 3.17
45	市有	考	釈迦阿弥陀種子板石塔婆	1基	幅1.8mと最大級。古墳奥壁か天井石を使用。1256年。	毘沙門堂	西	昭39. 9. 9
46	市有	考	妙法蓮華経板石塔婆	1基	1331年の建立。来迎寺、千手堂建立が記されている。	本立寺	南	昭39. 9. 9
47	市有	考	永明寺古墳出土品	1括	古墳から出土した馬具、武具、工具類。6世紀中頃。	羽生市	大字下村君	平23. 3.18
48	市有	考	小松古墳群1号墳出土品	1括	古墳石室内から採集された装身具など。7世紀前葉。	羽生市	郷土資料館	平25. 3.26
49	市民	有	小松神社算額	1面	縦68cm 横144cm。関流の門人が1859年に奉納。	小松神社	大字小松	昭44. 3.20
50	市民	有	朝鮮使節来朝	1面	絵馬。当時の風俗を描く。141.5×242cm。1727年作。	小松神社	大字小松	平元. 7.11
51	市民	有	河川改修図	1面	絵馬。土木工事を描く。120×182cm。1891年作。	天神社	大字上新郷	平元. 7.11
52	市民	有	上新郷西新田の隠居獅子頭	3体	市内最古の獅子頭で3体揃う。宝永二年(1705)の銘あり。	羽生市	郷土資料館	平17. 3.17
53	市民	無	中手子林野呂の獅子舞		8月15・16日に行われていた。八幡神社に奉納。		大字中手子林	平17. 3.17 (指定替)
54	市民	無	尾崎の獅子舞		7月14日に行われていた。鷲神社に奉納。		大字尾崎	平17. 3.17 (指定替)
55	市民	無	上新郷中新田の獅子舞		7月25日に行われていた。天神社に奉納。		大字上新郷	平17. 3.17 (指定替)
56	市民	無	上村君の獅子舞		7月中旬に行われている。避来矢・雷電神社に奉納。		大字上村君	平17. 3.17 (指定替)
57	市民	無	下手子林の獅子舞		9月中旬に行われている。豊武神社、観音堂に奉納。		大字下手子林	平17. 3.17 (指定替)
58	市民	無	桑崎の獅子舞		十五夜祭(旧暦8月15日)に近い日曜日に行われている。桑崎三神社に奉納。		大字桑崎	平17. 3.17 (指定替)

NO	種別	種類	名称	員数	概要	所有者 (管理者)	所在地	指定年月日
59	市民	無	八雲神社御奥渡御等行事		1625年のはじまり。新暦7月7日頃実施。		中央	平19. 3.19
60	市民	無	本川俣の廻り地蔵		地蔵像を通年にわたって本川俣地区の家々で巡行させる風習。		本川俣	平31. 3.27
61	市記	史	田舎教師の墓	1基	羽生が舞台となった小説のモデルである人物の墓。	建福寺	南	昭31. 9. 1
62	市記	史	岡田十松建立墓碑	1基	剣士岡田十松が建立、立原翠軒が撰文揮毫。1813年。	個人蔵	大字砂山	昭31. 9.27
63	市記	史	徳川家康鷹狩の跡		法性寺由緒明細書帳に記。休憩した場所。	(羽生市)	大字上新郷	昭31.11.27
64	市記	史	堀田相模守生祠	1基	当地の領主佐倉城主堀田家を村民が祠った。1771年。	大天白神社	北	昭32. 1.29
65	市記	史	松平大和守生祠	1基	当地の領主川越城主松平家を村民が祠った。1794年。	長良神社	大字本川俣	昭32. 1.29
66	市記	史	森玉岡翁墓碣銘の碑	1基	江戸時代末期の儒者で、庶民教育に尽力。1862年。	毘沙門堂	西	昭39. 9. 9
67	市記	史	羽生菅公廟梅樹記の碑	1基	天神社の梅の由来を記。亀田鵬齋の撰文、書。1809年。	天神社	東	昭39. 9. 9
68	市記	史	清水誓信墓碑	1基	羽生町場村名主の徳行を刻む。1832年没。	正光寺	北	昭39. 9. 9
69	市記	史	羽生城跡		平城。築造時期は定かでないが、1614年に廃絶。	天神社	東	昭46.12. 5
70	市記	史	葛西用水取入口跡		1660年関東郡代伊奈忠克により開削。	(羽生市)	大字本川俣	昭48.10. 1
71	市記	史	堀越家五輪塔	1基	伝堀越館跡に建つ。全高130.5cm、凝灰岩製、14世紀。	個人蔵	大字藤井上組	平元. 7.11
72	市記	史	伝堀越館跡		溝が方形に巡る。築造時期は不明であるが江戸初期の祠がある。	羽生市	大字藤井上組	平13. 9.26
73	市記	天	上新郷のシノキ	2本	推定樹齢400年。樹高18m。本陣にある。	個人蔵	大字上新郷	昭44. 3.20
74	市記	天	永明寺のイチヨウ	1本	雌株。推定樹齢500年。樹高37.5m。	永明寺	大字下村君	昭44. 6.26
75	市記	天	上岩瀬のシノキ	1本	推定樹齢400年。樹高8m。医王寺境内。	医王寺	大字上岩瀬	昭44. 6.26

注) 国記—国指定記念物 県有—県指定有形文化財 県無—県指定無形文化財 県記—県指定記念物
 市有—市指定有形文化財 市民—市指定民俗文化財 市記—市指定記念物
 建—建造物 絵—絵画 彫—彫刻 工—工芸品 書—書籍、典籍、古文書 考—考古資料
 有—有形民俗文化財 無—無形民俗文化財 史—史跡 天—天然記念物 旧—旧跡

平成30年度 市指定文化財 新規指定



60. 本川俣の廻り地蔵

羽生市文化活動施設

中央公民館



所在地	〒348-0058 羽生市中央2丁目8番10号
電話番号	048-562-1558
設立年月日	昭和29年9月1日
竣工年月日	昭和58年3月25日
開館時間	午前9時～午後9時30分
休館日	火曜日、年末年始
建物面積	2,125.75 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 4階建

新郷公民館



所在地	〒348-0041 羽生市大字上新郷5630番地4
電話番号	048-561-1013
設立年月日	昭和29年9月1日
竣工年月日	昭和60年2月25日
開館時間	午前9時～午後9時30分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	554.07 m ²
構造	鉄骨造 平屋建

須影公民館



所在地	〒348-0033 羽生市大字須影714番地
電話番号	048-561-0667
設立年月日	昭和29年9月1日
竣工年月日	昭和56年3月10日
耐震補強等 竣工年月日	平成27年1月8日
開館時間	午前9時～午後9時30分
休館日	火曜日、祝日、年末年始
建物面積	497.30 m ²
構造	鉄骨造 2階建

岩瀬公民館



所在地

〒348-0044
羽生市大字上岩瀬 2367 番地

電話番号

048-561-5070

設立年月日

昭和 29 年 9 月 1 日

竣工年月日

昭和 59 年 3 月 10 日

開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

556.02 m²

構造

鉄骨造 2 階建

川俣公民館



所在地

〒348-0051
羽生市大字本川俣 630 番地

電話番号

048-562-0321

設立年月日

昭和 29 年 9 月 1 日

竣工年月日

昭和 53 年 11 月 30 日

耐震補強等
竣工年月日

平成 26 年 1 月 28 日

開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

497.30 m²

構造

鉄骨造 2 階建

井泉公民館



所在地

〒348-0064
羽生市大字藤井上組 275 番地

電話番号

048-565-1009

設立年月日

昭和 29 年 9 月 1 日

竣工年月日

昭和 57 年 3 月 20 日

開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

543.42 m²

構造

鉄骨造 2 階建

手子林公民館



所在地

〒348-0022
羽生市大字下手子林 805 番地

電話番号

048-565-2668

設立年月日

昭和 29 年 9 月 1 日

竣工年月日

昭和 57 年 3 月 20 日

開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

543.42 m²

構造

鉄骨造 2 階建

三田ヶ谷公民館



所在地

〒348-0004
羽生市大字弥勒 634 番地 1

電話番号

048-565-0040

設立年月日

昭和 29 年 9 月 1 日

竣工年月日

昭和 59 年 3 月 10 日

開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

556.02 m²

構造

鉄骨造 2 階建

村君公民館



所在地

〒348-0006
羽生市大字下村君 2227 番地

電話番号

048-565-3538

設立年月日

昭和 29 年 9 月 1 日

竣工年月日

昭和 53 年 6 月 15 日

耐震補強等
竣工年月日

平成 27 年 12 月 18 日

開館時間

午前 9 時～午後 9 時 30 分

休館日

火曜日、祝日、年末年始

建物面積

497.30 m²

構造

鉄骨造 2 階建

産業文化ホール



所在地 〒348-0026
羽生市大字下羽生 876 番地

電話番号 048-561-4911

竣工年月日 昭和 58 年 12 月 25 日

開館年月日 昭和 59 年 1 月 14 日

大規模改修
竣工年月日 平成 26 年 9 月 1 日

開館時間 午前 9 時～午後 10 時

休館日 火曜日、年末年始

建物面積 7,615 m²

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上 3 階建

羽生市立図書館・郷土資料館



所在地 〒348-0026
羽生市大字下羽生 948 番地

電話番号 図書館 048-561-8233
郷土資料館 048-562-4341

開館年月日 昭和 61 年 8 月 1 日

開館時間 図書館 午前 9 時～午後 6 時
郷土資料館 午前 9 時～午後 5 時

休館日 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日）、年末年始、毎月第 4 木曜日（7・8 月を除く）

建物面積 2,345 m²

構造 鉄筋コンクリート造り一部 2 階建

市民プラザ



所在地 〒348-0058
羽生市中央 3 丁目 7 番 5 号

電話番号 048-560-3111

開館年月日 平成 11 年 10 月 4 日

開館時間 午前 9 時～午後 10 時

休館日 年末年始、ほか

建物面積 4,253 m²

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上、地下
1 階、4 階建

羽生市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱

令和元年11月13日
教育委員会告示甲第3号

(設置)

第1条 羽生市文化芸術振興計画（以下「計画」という。）の策定、評価等に当たり、文化芸術団体の関係者等の参画を得て、その意見を反映させることを目的として、羽生市文化芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育委員会に提言することとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の策定、評価等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 文化芸術団体の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(報酬等)

第4条 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、初回の会議は、教育委員会が招集する。

羽生市文化芸術振興計画策定委員会名簿

	氏 名	所 属 (役 職)
委 員 長	塩原 康正	羽生市文化団体連合会会長
副委員長	平井 厚志	埼玉純真短期大学特任准教授
委 員	中島 利治	羽生市文化財保護審議委員会会長
委 員	田沼 廣一郎	羽生市文化団体連合会副会長
委 員	清水 栄	羽生市自治会連合会会長
委 員	角屋 房男	羽生市公民館連絡協議会会長
委 員	栃金 幸男	羽生市社会教育委員議長
委 員	原田 英彦	羽生市産業文化ホール館長
委 員	宇都木 一男	羽生市役所企画財務部長
委 員	寺崎 和代	羽生市教育委員会生涯学習部長

羽生市文化芸術振興計画策定検討会名簿

(平成30年度)

	所 属	職 名	氏 名
委員長	生涯学習課	係長	高鳥 邦仁
副委員長	まちづくり政策課	課長補佐兼係長	米花 竜二
委員	秘書広報課	課長補佐兼係長	稲田 信一
委員	社会福祉課	係長	田口 幸代
委員	子育て支援課	係長	田中 幸子
委員	高齢介護課	係長	松本 美雪
委員	商 工 課	係長	野口 武士
委員	キャラクター推進室	係長	秋本 悟
委員	学校教育課	課長補佐兼係長	大久保 芳泰
委員	スポーツ振興課	課長補佐兼係長	松村 卯月

(令和元年度)

	所 属	職 名	氏 名
委員長	生涯学習課	係長	高鳥 邦仁
副委員長	まちづくり政策課	課長補佐兼係長	米花 竜二
委員	秘書広報課	課長補佐兼係長	稲田 信一
委員	社会福祉課	係長	田口 幸代
委員	子育て支援課	係長	田沢 将
委員	高齢介護課	係長	曾根 美津子
委員	商 工 課	係長	須藤 直之
委員	キャラクター推進室	係長	秋本 悟
委員	学校教育課	課長補佐兼係長	大久保 芳泰
委員	スポーツ振興課	課長補佐兼係長	根岸 剛

羽生市文化芸術振興計画策定経過

年 月 日	項 目
平成 31 年 2 月 6 日	第 1 回羽生市文化芸術振興計画策定検討会
平成 31 年 3 月 20 日	第 2 回羽生市文化芸術振興計画策定検討会
令和 元年 5 月 31 日	第 3 回羽生市文化芸術振興計画策定検討会
令和 元年 7 月 24 日	第 4 回羽生市文化芸術振興計画策定検討会
令和 元年 8 月 28 日	第 5 回羽生市文化芸術振興計画策定検討会
令和 元年 11 月 27 日	第 1 回羽生市文化芸術振興計画策定委員会
令和 元年 12 月 4 日	第 2 回羽生市文化芸術振興計画策定委員会
令和 元年 12 月 23 日	経営会議・パブリックコメント審議会
令和 2 年 2 月 3 日～3 月 3 日	市民意見公募
令和 2 年 3 月 25 日	定例教育委員会にて議決
令和 2 年 3 月 25 日	羽生市文化芸術振興計画策定の決定

羽生市文化芸術振興計画

令和2年3月

羽生市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

〒348-8601 羽生市東6丁目15番地

TEL : 048-561-1121

FAX : 048-561-6562

E-mail : gakushuu@city.hanyu.lg.jp